

京都市訓令甲第 17 号  
庁 中 一 般  
区 役 所  
看護短期大学  
事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般  
区 役 所  
看護短期大学  
事 業 所

第2条第1号イ中「の課並びに」を「及び」に改め、同号エを次のように改める。

エ 看護短期大学

第3条第4項第3号を次のように改める。

(3) 看護短期大学

第3条第6項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 看護短期大学 事務長

別表局長又は担当局長の項中「市立芸術大学事務局長」を削り、同表区長の項中「部長」の右に「室長」を加え、同表学長の項中「事務局長又は」を削る。

第5号様式中

簿冊名	所属	
作成年度	保存期間	分類記号

を

簿冊名		
所属	媒体種別	
作成年度	保存期間	分類記号

に

改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)